

教育委員会議会議録[詳細]は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

## 佐倉市教育委員会会議録[会議概要]

平成30年12月教育委員会会議：定例会

期 日 平成30年12月19日(水) 開会 午後2時00分  
閉会 午後3時25分

会 場 1号館3階会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者  
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員  
熊倉 夏子 委員

傍聴者 なし

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 次 長	花島 英雄
	教育総務課長	川島 淳一	学 務 課 長	久保田宜孝
	指 導 課 長	相蘇 重晴	教育センター所長	佐藤 和浩
	社会教育課長	高橋 慎一	文 化 課 長	鈴木 千春
	教育総務課企画財務班長	今川 孝夫		
事 務 局	教育総務課教育総務班長	鈴木 康二	教育総務課教育総務班	千々岩和代

### 〈 会議概要 〉

#### 1 教育長開会宣言

#### 2 報告事項

##### ①教育長より3件報告

- ・11月27日開催の校長会議、12月14日開催の教頭会議、12月11日に開催の臨時校長会議について報告する。

1つ目の校長会議では、学校訪問指導から感じられたこと、これは県の教育委員会の学校訪問指導についてである。訪問に対する意識の高さを感じたこと、具体的には事前準備が整っていたこと、学校全体の環境、教育環境が整っていて学び舎にふさわしかったこと、子どもが学習の見通しを持って授業に参加していること、2つ目として学校が同じ方向を向いて指導していることである。その根拠は、教室の前面の掲示物、廊下で会った先生方の対応、授業に情熱を注ぐ先生の姿を通して感じる事ができた。学校訪問指導を通して先生方の力量を高めてい

くことが今後も重要ですので、よい点をさらに伸ばす教育を進めていただきたいという話をした。

2つ目の学校行事について、今年度は、創立記念式典が3校行われた。山王小学校、臼井西中学校で30周年、染井野小学校で20周年の記念式典が行われましたが、見事な式典で、日ごろの指導の足跡を感じた。

次に県の公開研究会から印教連の指定の寺崎小学校、道徳の公開をした。学校全体の取り組みの足跡を感じ、公開研究会にふさわしい研究会だった。近隣の学校の協力体制も見事で、運営委員の助言も大きな役割を果たし、この点について高く評価した。このことについては、教頭会議でも同じような話をさせていただいた。

3つ目として、年度末人事について校長先生と話をした。年度末人事に関する校長としての取り組みは、全員の先生を対象に面談し、一人一人の次年度に向けた方向を明らかにして、新たな意欲を喚起していくことが重要な点、また先生方に対する校長の考えや気持ちもきちんと話すこと、一方個人の要望、家族の事情も把握しながら人事を進めていただければというような話をした。

教頭会議では、業務の調整と管理について話をした。管理する立場の皆さんは、職務の進捗状況を常に把握することが大事である。業務の調整とは、校長と職員間、職員相互間の意思の疎通を図ることの連絡的な事務、企画立案などの準備的業務についてコミュニケーションをとりながら行うことである。これは、教頭先生の役割なので、教頭先生自身が動いて職員間の円滑な業務を進めていくことが重要である。調整力は、学校の円滑な推進に極めて大きな役割を果たしていますよという話をした。

2つ目は、子どもの事故防止である。交通死亡事故が発生したので、その件について具体的な話をしたことと、今後の指導について話をした。1つは、登下校を実情に沿って実施していきたいと。地域、保護者の協力を得ながら、日ごろの指導から子どもたち自身が自分の命は自分で守るという意識を育てていくのが大事である。道路での左右の確認、飛び出しをしないこと、道路付近の遊び場での道路の様子を把握し、適切な指導と保護者への協力を要請してほしいと。交通量の多い場所、スピードを出す場所付近の歩き方や自転車の乗り方について、実態を把握して具体的な指導をお願いしたいと。最後に管理職、職員の連絡体制を確認していただきたい。特に休暇中、夜間についてである。

3つ目の臨時校長会議については、12月7日に発生した児童の交通死亡事故の概要と事故防止に関して緊急の会議を開催した。事故の概要について説明し、学校で一番重要なことは、子どもの命を預かる場所であり、無事に家へ届けることであると。改めて日ごろの安全指導と命の大切さを重んじた取り組みをお願いしたいと。当該校は、報告を受けて病院へ向かい、ご両親と面談し、学校ですべきことは最善を尽くし、報告も的確だった。その他概要と具体的な事故防止策などについては、学務課長から報告する。

## ②平成30年11月市議会定例会について【教育総務課長】

- ・平成30年11月市議会定例会について報告する。

11月市議会定例会については、11月26日から12月17日までの22日間を会

期として行われた。一般質問については、12月3日から12月6日までの4日間行われ、教育委員会関係のものについては14名の議員から質問があった。主な内容としては、通学路の安全確保に関すること、空調設備の整備に関すること、佐倉市立公民館の有料化に関することなど、多岐にわたる質問をいただいた。質問の概要及び答弁の概要については、答弁記録により確認をいただければと思う。

続いて、教育委員会に關係する予算案として、議案第1号 平成30年度佐倉市一般会計補正予算については人件費の補正や事務対策補助職員の賃金の増額などにかかわる補正予算である。こちらが賛成多数によって原案可決となり、また議案第32号 平成30年度佐倉市一般会計補正予算については国の臨時特例交付金の内示を受けて、補助対象経費となる空調設備の工事費を増額している。こちらの補正予算は、全員賛成によって原案どおり可決となった。このうち議案第32号については、答弁記録の42ページから48ページまで、委員の皆様には既に案内させていただき、了承をいただいているとおりでが、空調設備について国庫補助金の採択に係る内示があったことから、対象経費の歳入歳出予算及び繰越明許費の補正に係る追加補正予算案を提出させていただいたものである。これも含め、全体の詳細については答弁記録及び議決結果一覧を参考にござらんいただければと思う。

### ③井野小学校児童の死亡事故について【学務課長】

- ・井野小学校児童の死亡事故について報告する。

今回の事故の概要については、12月7日金曜日の16時45分ごろ、佐倉市宮ノ台2丁目の市道交差点で井野小学校5年児童がサッカーボールで遊んでいたところ、ボールがトラックの下に転がり、とろうとしてトラックの下に入ったところを信号が青になり、発進したトラックにひかれたというものである。この児童は、直ちに日本医科大学附属千葉北総病院に搬送されたが、その後死亡が確認された。

次に、井野小学校の主な対応について、12月7日金曜日の事故を受けて、12月9日日曜日に先生方を集めて臨時の職員打ち合わせを行っていただいている。打ち合わせの内容は、事故の概要説明と12月10日月曜日に登校してくる児童への対応についてであった。そして、臨時の全校集会の準備についての確認もこのときにしていただいている。

12月10日の児童の登校時については、7時過ぎから井野小学校職員と学務課の職員で通学路の見守りや安全指導を実施した。そして、8時30分からは全校集会を開催し、全校児童に向けて命の大切さについて校長先生から直接お話をいただいている。

さらに、井野小学校では、指導課と相談をして、12月11日、12日、14日の3日間、スーパーバイザーを含めた派遣をして、学級児童への心のケアにも努めている。

次に、教育委員会の主な対応について、12月11日火曜日の16時から臨時の校長会議を開催した。教育長からは、今回の事故を受けて各学校で登下校中の交通安全指導に加えて、先ほど教育長から報告があった内容についてご指導いただいたところである。また、学務課長の私からも緊急時の対応について、休日や夜間であっても確実に連絡をとり合える状況を整えていただきたいということや

事故の防止策として担任等から放課後や休日の遊び場での注意事項など、具体的に内容を取り上げながら発達段階に応じた安全指導をいただくよう重ねてお願いをしたところである。

④楽しい科学教室について【指導課長】

・楽しい科学教室について報告する。

12月1日土曜日に国立歴史民俗博物館講堂において開催した。本教室は、今年度で14回目を迎えるが、今回は講師に法政大学教職課程センターの左巻健男教授にお越しいただき、「身近にあふれる科学を楽しもう」と題して電気と磁石、重心といった内容を硬貨や鉱物等を使ってわかりやすくお話をいただいた。当日は、茅野教育長、小菅委員、熊倉委員にご参会を賜った。今回は、約300人近くの申し込みがあったので、パブリックビューイングを用意して対応した。そうしたところ、大変好評のうちに終了することができた。参加者の感想等については、資料のほうに抜粋しているので、後ほどごらんになっていただければと思う。

⑤中央公民館の休館日の開館について【社会教育課長】

・中央公民館の休館日の開館について報告する。

資料2ページ、1点目は、市県民税申告、確定申告に伴い、2月25日月曜日と3月11日月曜日の休館日を開館しようとするものである。中央公民館では、平成25年度から確定申告会場として活用している。本年度も確定申告会場とすることに伴い、申告期間の2月18日の月曜日から3月15日の金曜日までのうち休館日となる2月25日と3月11日の両日を臨時に開館しようとするものである。この両日の開館時間については、午前9時から午後5時までとし、利用は確定申告のみとする。詳細については、別添の平成31年度市・県民税申告（確定申告）のお知らせをごらんいただければと思う。

2点目は、佐倉市長、佐倉市議会議員選挙執行に伴い、2月11日月曜日における休館日の開館である。任期満了に伴う佐倉市長選挙及び佐倉市議会議員選挙の執行に伴う立候補予定者説明会の会場として使用するため、休館日となる2月11日月曜日を臨時に開館しようとするものである。この日の利用は、立候補予定者の関係者のみである。参考までに、選挙期日、告示日などを記載している。

選挙執行については今後広報、ホームページでも知らせしていくとのことである。

⑥（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備について【社会教育課長】

・（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備について報告する。

今年度は基本設計、実施設計を行っている。先日第4回のワークショップを行った。資料2ページについて、基本計画で定めた3,500平米程度を前提とし、複合化する施設全体を図書館とイメージし、歴史や相談などの機能が図書と密接な関係性を持たせることを狙う。また、3,500平米となれば、2階以上の多層階となる必要性について方針3で記載している。

A3判の資料については、第3回のワークショップの報告である。ワークショップについては、毎回募集をかけ、都度都合がつくより多くの方に参加いただくようにしている。一方で、前回参加していない人は今までの流れがわからないこ

とから、ある程度前回までの議論の積み重ねを確認するため、最初に全体図書館のイメージなどを情報共有する。その後に議論となるが、右上の写真のキャプションにもあるように、相反する意見があり、対立が目立ってきた。図書館を充実させたい意見と昔からやっているお祭りなど、イベントが大切だというものだったが、ファシリテーターを務めた千葉大学の学生などからお互い歩み寄りませんかという提案もあった。

続いて、4ページ、図書館をワンフロアとするか、ツーフロアか検討し、ワンフロアがいいねという答えを出した。フロア割振りについては、図書館ワンフロアを軸に検討し、A案がベストではないかということになった。

続いて、5ページ、ワンフロア、そしてA案という前提に立ち、秋祭りや配置に加え、日影、日陰についても検討したところである。真ん中の右側の図、断面構成概念図については、グランドフロアにテラスを設ける予定である。1階は、広場と一体で利用できるようにし、2階に歴史関係、3階は閉架書庫を整備する方向である。右側の6ページについては、各階の平面を立体的にあらわしたものである。

今後については、1月末を予定している基本設計の完了に向け、さらに具体的な検討を進めていく。また、境界画定などについても隣接者との境界について同意を得るなど、事務を進めているところである。

#### ⑦小中学校のいじめの状況について【指導課長】

・小中学校のいじめの状況について報告する。

11月末日のいじめの認知件数は、小学校が312件、中学校が94件の合計406件だった。昨年度の同時期と比較をすると、小学校では174件の増加、中学校は7件の増加となる。いじめの対応としては、冷やかしやからかいなど、言葉によるものが先月同様に6割以上を占めているが、先月の10月同様にいじめのアンケート調査あるいは教育相談週間、これらが設定されていたことから、50件を超える数の報告が新たにあった。具体的な内容としては、相手のことを考えずに不用意に例えば殺すであるとか消えろといった悪口を発するものが小中学校問わずに数件発生した。また、スマホによるいじめ、ラインやツイッターという場面で2中学校で3件報告をされている。学年別に認知件数を調べたところ、11月は小学校4、5年生で全体の半数近くを占めていた。

重大ないじめにつながる案件の報告はなかったが、今後もいじめに対するアンテナを高く持ち、事案の早期発見と即日対応に心がけてまいりたいと思う。

#### ⑧感染症について【指導課長】

・感染症について報告する。

11月の20日から12月の17日までの感染症の状況について、12月上旬までは、例年と比較をしても非常に少ない状況で推移をしていたが、12月10日に青菅小学校の1年生でインフルエンザの集団発生が報告された。そして、先週青菅小学校の3学級で学級閉鎖の措置を行わせていただいた。また、今週に入り、インフルエンザの罹患者がさらにふえており、17日月曜日の段階では市内全体で123人が罹患をしている。県内でもインフルエンザの流行シーズンに入ったとい

う報告があったが、月曜日に全小中学校宛てに注意喚起を行ったところである。学級閉鎖は本日の段階において2小学校10学級で行われている。

続いて、インフルエンザ以外の部分について、溶連菌感染症が47人、感染性胃腸炎が29人報告されている。今学期も残すところあと2日となったが、教室内の換気、こちらについて丁寧に行いながら手洗い、うがいの徹底をして何とかこの後しのいでいきたいと思っている。

#### 《報告事項についての質疑概要》

##### 【委員1名より】

感染症の追加報告である。インフルエンザについて、12月に入ってからふえて、11月の末、第48週、定点でいうと1を切っていて、0.4ぐらいだったのだが、第49週、12月の3日から9日まで、これが定点2.0で、1を超えたので、流行期ということになる。先週、12月10日から12月の16日までだが、これが3.58、定点当たり。これは今管内の定点の状況である。ちょっと急にふえてきたが、ただ先ほどお話があったが、あと2日で学校が休みになるので、それで一旦落ちつくだろうと思う。年明けの新学期から注意したいと思う。

それから感染性胃腸炎がかなり、インフルエンザよりも定点当たり倍ぐらいで、第50週、12月の10日から12月16日までで7.88になっている。その前の週も同じく7.88で減っていないので、これからこちらにもふえていくと思うが、これも冬休みになるので、一旦落ちつくと思う。この2つが今気をつけなければいけないところである。

##### 【委員1名より】

井野小の死亡事故について、この原因は子どもが交差点で遊んでいたということか、サッカーボールで。

##### 【学務課長】

井野中学校の正門からこの前の道路とぶつかる交差点の十字路のところなのだが、道路に面した多分ご家庭の駐車場のようないちよとした広場のようなのだろうか、駐車スペースのところではボールで遊んでいたところ、道路に面してとまっている車の下にボールが入ってしまったと。

##### 【委員1名より】

学校では、当然注意はしていると思う。変なところでやらないとか。今回も多分わかっていたのだと思うのだが、ついそういうようなところで遊んでいたと。これは今回特別な場合というよりも、こういう場所で遊んでいる子がいるとかいう、そういう報告は来ているのか。

##### 【学務課長】

基本的に学校というのは、安全に十分留意した上でボール遊びをしても支障がない場所で遊ぶようにということは指導しているところなのだが、このケースは本当に友達のところ遊びに行って、そこでボールをちょっとやっているときにこうなってしまったということで、よくあるということよりは、まれなケースだなというふうに思う。

##### 【委員1名より】

トラックの運転手も、まさかに下に入ってくるとは思わなかったのだと思う。例えば駐車場にとまっていて、それで動き出したというのなら、気にしながら動

くのだろうと思うが、信号待ちしてということなので、ちょっとこれは両方にとって悲劇だなと思うので、冬休みの注意の中で当然先生方も休み前の講話があると思うのだが、その中でも十分注意して話をしていただければと思う。

**【委員 1 名より】**

この新聞記事を見てびっくりして、県下でどのくらい小学生が交通死亡事故で犠牲になっているのかなということで統計確認したら、同乗中も含めるが、平成 25 年が 2 人、26 年がゼロ、27 年がゼロ、28 年がゼロ、29 年は 3 人交通死亡事故の犠牲となっている。ことしは、今回を含めて 2 人ということになっている。佐倉市ではこの 5 年間のうちで交通死亡事故の発生はなかった。状態別にどうか思い、国の小学生の判決をいろいろな事故で見ると、やはり歩行中、自転車乗車中が多いので、特に歩行中は飛び出しの率が高いというふうになっている。千葉県条例で交通安全条例というのがあり、この 12 条では、こどもたちを守るための教育の充実等について書かれている。1 項では、家庭、学校、地域等において、交通安全に関する教育に努めなければならない。それから、2 項で、学校等では成長段階に応じた交通安全教育の充実を努めるというふうになっている。学校では、子どもの命を守るために地域の特性に応じて行政、警察、交通安全協会等関係団体と連携して充実を図って、この種の事故絶無を図っていただきたいと思う。

**【委員 1 名より】**

井野小学校の児童の交通死亡事故について、たまたま家も近くなので、井野小学校は保護者の方や地域の方と先生方もよく登下校指導で道路に立たれている姿を見かけていた。今回残念ながら登下校中ではなくて、放課後ということで、本当にいろんな不運が重なった事故だったと思うが、先ほどの話のように、お宅の前だったという事故もあるということなので、もし事故を目撃されていたお友達もいたのかなと推測するに、ぜひこの後そういった周りの児童の皆さんの心のケアというところを見守っていただきたいと思う。

学務課長から、発達段階に応じた指導ということで、本当にまさにそのとおりだと思う。学年によって考え方であるとか見ている視点というのが全く違うというふうに感じる。5 年生でもあれ、トラックの下にという目線になるのだなということが私も保護者として非常に感じたところである。ぜひ今は事故直後ということで、各学校も指導されていると思うのが、今後も引き続き長期休みに限らず指導を続けていただけたらと思う。

**【学務課長】**

貴重な指導のご助言、どうもありがとうございます。学校では引き続き交通安全、生活の安全、防災の安全も含め指導の徹底を図ってまいりたいと思う。

**【教育長職務代理者】**

今の関連で、少し話が飛躍するかと思うが、今回のケースは家の前ということである。もう少し広めていうと、子どもたちが下校後、例えばサッカーのボールを蹴りたい、その場所が実はないのである。道でとか、あるいは家の庭というか。しかし、近くには公園もあるわけだが、その公園がサッカーとか野球とか禁止ということで立て札がつけられている。ご近所の方の立場からいえば、ボールが云々ということもあるので、気持ちはよくわかるのだが、一方子どもたちを、言葉は強いが、締め出してしまっているのかということもあるので、機会があったら管理している公園緑地課が所管課など、そういったところとも少しすり合わせ

て検討いただければありがたいと思う。

【委員1名より】

佐倉図書館新町活性化について、2ページの全体図書館イメージということで、それぞれ右のほうである。従来の複合施設のイメージではないほうだが、これはわざわざ曖昧にしているわけか。

【社会教育課長】

はい。

【委員1名より】

これはどの辺で重なってくるのか。

【社会教育課長】

これは、最後までというか、完成後もこのようなイメージで行きたいと、そういうイメージである。

【委員1名より】

この一番下のメインというのは図書館ということだが、カフェや物販についてと図書館との性格が全く違う。それは、そのままこういう形で、曖昧な形で行くのか、最後まで。

【社会教育課長】

曖昧な形で最後まで行く。今新しい図書館についてもやはりカフェと連携しながらやっている図書館もあるので、市民アンケート等でもそういった要望もあることから、このような形で対応してまいりたいと考えている。

【委員1名より】

さっき意見の対立があったということだが、当然図書館中心派と、それから複合施設という形で、そういう意見があると思うのだが、コンセプトも曖昧なままずっと行ってしまうということか。

【社会教育課長】

曖昧という表現がちょっとひとり歩きするような気もするのだが、今までの複合施設というのはかっちり決まって、ここのスペースが図書館である、ここのスペースが物販であるというような形で定めていたところを両方で共有するスペースがあってもいいのではないか、お互いに行き来をし合ってもいいのではないかということで左の図と右の図があるので、そのように捉えていただければありがたいと思う。

【委員1名より】

両方うまく折り合いをつけましょうということなのだろうと思う。ただ、図書館と銘打っていれば、きちんとそのイメージも出しておかないといけないのだろうと思う。カフェと物販、物品が大きな顔していると、図書館のイメージというのがまたなくなってしまう。複合施設を中心にするならいいがこの名称としては図書館及び複合施設ということを大事にするのだったら、その辺をきちっともうちょっとはっきりしたほうがいいのかかと、そういうことは思うが、その辺いかがか。

【社会教育課長】

イメージとしては、まさに委員がおっしゃるとおりのイメージは私どもも共有しているので、そのような形で対応してまいりたいと思う。

【委員1名より】

まだこれから流動的なので、わからないが、余りいわゆる全体の流れにそのま



ま乗っかってというか、雰囲気押し流されないで、一つきちっとしたこちらの考え、それを持って対応していただきたい。当然市民の方が使うので、その意見は大事だと思うのだが、多数で流れてしまうというのは危険だろうと思うので、そのあたりもきちっと検証しながらやっていただきたいと思う。

**【教育長】**

委員が心配いただいているのは大変ありがたいと思う。あくまでも図書館なので、図書館ベースで行きたい。この1階の最初のフロアを重要視して、児童図書や大人向けとか、そういう今日的な図書館のあり方というのも十分考察しながら、そこできちっと市民のニーズに応じていく、これがベースなので、それでやっていく。そういう意味で、1階約1,500から700平米をとって、そこで全体見ていただくというところが売りなので、そういうことはしっかりと捉えていきたいというふうに思う。

**【委員1名より】**

市史編さん室はどこに入るのか。歴史保存であるから、一番上か。

**【社会教育課長】**

イメージとしては、歴史保存というふうな形を捉えている。

**【委員1名より】**

そこがちょっと心配であるから、必ず入れてくれるようお願いする。せっかくの機会である。当然計画に入っていることはわかっているのだが、きちっと入れていただきたいと思う。

**【教育長職務代理者】**

(仮称)佐倉図書館新町活性化複合施設について、まだこれは先の話だが、この3回目のそれぞれの検討の中で出ている閉架書庫に入れるようにならないかということだが、これは大変難しい問題があることは承知している。ただ、本当利用する側からいうと、閉架書庫、たまたま見ていると、こんなのがあったのだとか、この関連というのはここにつながるのだというのが実は背表紙を見ることによって気づくことってたくさんある。その辺大変難しいところだが、そういったことも市民にとって非常に大きな刺激になるのだよということだけはちょっと理解しておいていただきたいと思う。今すぐどうのということではないが、よろしく願います。

### 3 協議事項

#### 協議事項(1)平成31年度佐倉市教育費当初予算について 教育総務課長より上程協議題の説明

内容：来年度予算については、現在編成過程之中である。今回は、予算要求段階の金額であるが、協議くださいますようお願いをする。査定後の予算額については、来年1月の教育委員会に議案として提出したいと考えている。

資料の1ページ、要求額総括の資料となる。平成31年度教育費の要求額の総額は、教育委員会所管分に係る金額として62億7,183万円である。平成30年度当初予算と比べると約8億1,000万円増加している。内訳については、毎年経常的に必要となる経常事業、36億3,000万円、うち約13億8,000万円が職員人件費となっている。また、政策判断に基づく政策的経費、臨時事業については約26億4,000

万円となっている。

資料2ページ、教育委員会が所管の項別予算要求額となる。平成30年度予算と比べ3項の中学校費と5項の社会教育費が大きく増加をしている。中学校費の増加については、中学校施設改築・改造事業、こちらは体育館の屋根落下防止対策工事や空調設備整備などにかかわるものとなっている。こちらの増額。また、社会教育費については、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業や人権教育施設整備事業、同和対策集会所の改修等に係る増額が主な要因となっている。

続いて、資料3ページ、政策的経費・臨時事業の要求一覧となっている。平成31年度予算要求の主な特徴としては、これまでのいじめ防止対策やインクルーシブ教育を初めとするさまざまな事業について継続的に取り組んでいくとともに、外国語活動に関する対応など、きめ細かな教育の充実を一層推進しようとするもの、また学校における体育館の屋根落下防止対策事業や空調設備の整備など、安全安心で良好な教育環境を整備しようとするものなどがある。また、佐倉の歴史、文化を生かしていくため、文化財の修繕などを行うとともに、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設の整備など、社会教育施設の充実を図り、市民の学習環境を整えようとする事業などが主な事業として上げられている。

それでは、主な事業について表の中の左から3番目の列に新規、増等という列があるが、こちらに新規または増額と記載のある事業を中心に説明をさせていただく。増額の記載については、おおむね500万以上の増額があったものを対象としている。

表の2番目、新規の表示がある教育ビジョン策定事業は、平成32年度から始まる新たな教育ビジョンを策定するための検討に当たり、意見等をいただくため、教育ビジョン策定懇話会の設置に係る謝礼等の経費を計上しているところである。

次に、6番目の増額と記載している英語・外国語活動推進事業は、今年度から小学校3、4年生で外国語活動が始まっていることから、英語指導助手を14名から17名に増員しているところだが、さらなる必要頻度の高まりを踏まえて、さらに2名増の19名を任用しようとするものである。

続いて、新規、増額の記載はないが、20番目の小学校施設改築・改造事業、こちらは老朽化した施設の整備関係等に加え、空調設備の整備を行うものである。

なお、1億6,000万円の減となっているが、平成30年度は間野台小学校の体育館屋根落下防止対策工事を現在実施しているところだが、来年度は中学校において体育館屋根落下防止対策工事を予定していることから、小学校施設改築・改造事業においてはこの部分の事業費が減となるところである。

次に、21番目の増額と記載がある小学校体育施設整備事業、こちらは内郷小学校の運動場の改良工事に係る経費を計上している。

続いて、24番目の増額と記載がある中学校施設改築・改造事業、こちらは老朽化した施設の更新、維持管理や空調設備整備を行うものである。先ほどの小学校施設改築・改造事業で話したとおり、来年度は井野中学校体育館屋根落下防止対策工事を予定していることから、この分の費用約2億円が増となるものである。

次に、29番目の増額と記載がある人権教育施設整備事業は、同和対策集会所の改修工事等を行おうとするものである。

次に、30番目、増額と記載がある(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業は、佐倉図書館の建てかえ等を核として、新町等旧佐倉地区の活性化に資する拠点施設を整備しようとするものであり、平成31年度は設計業務委託に加え施

設等新設工事に着手しようとするものである。このため、約 10 億円の増となっている。

次に、4 ページ、45 番目、新規と記載がある臼井公民館施設整備事業は、展示パネルの修繕を行おうとするものである。

次に、47 番目の新規と記載がある佐倉南図書館改修事業は、佐倉南図書館駐車場の防犯カメラの改修工事を行おうとするものである。

次に、53 番目と 54 番目、増額と記載がある小中学校給食施設整備事業については、給食室の老朽化した施設設備の改修・修繕、備品購入等を行おうとするものである。

続いて、5 ページ、教育委員会所管に係る政策的経費・臨時事業の歳入である。主な内容は、学校の体育館屋根落下防止対策や運動場改良事業、(仮称)佐倉図書館等新町活性化複合施設や文化財施設の保存整備等について、財源となる国の補助金や市債などについて記載している。

続いて、6 ページ、政策的経費・臨時事業の歳出について、先ほどの 3 ページから 4 ページで説明をした事業一覧のより詳細な内容を 6 ページから 14 ページまでにかけて記載をしている。主な事業は、先ほどご説明を差し上げたとおりですので、詳細については後ほどごらんいただければと思う。

続いて、15 ページから 18 ページ、経常事業の要求額一覧である。経常事業なので、毎年経常的に行う通例となる事業となる。金額には増減があるが、事業の内容自体には特段大きな変化はない。増減の目安としては、複数年の契約について前年度では既に入札が行われて、落札金額によって固まった予算額と新年度予算では新たに入札を行うに当たって積算をした設計金額となるので、差が生じているというような場合とか、学校の空調設備の整備に伴う光熱水費の増などの金額の増減等が主である。全体を通して、要求段階の金額であるので、今後の予算編成過程において金額等の変化や事業そのものの予算が認められないというような場合もあるので、あらかじめご承知をいただければと思う。

## 《協議事項についての質疑概要省略》

### 協議事項 (2) 佐倉市立小学校及び中学校管理規則の改正について

#### 学務課長より上程協議題の説明

内容：別紙で配布した追加資料について、この管理規則の改正をする背景について説明をさせていただく。平成 29 年 3 月に学校教育法の一部が改正され、学校教育法第 37 条第 14 項に定められている事務職員の職務規程が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に改正された。あわせて、同時期に、これはお手元の資料の下の欄にあるが、学校教育法施行規則の一部も改正がされて、事務主任に対する規定が具体的に表記された。

次に、この改正の理由について、資料の 1 ページ目の 2 に背景がある。現在学校では、子どもをめぐる教育課題が複雑化しており、校長や教頭、教員の負担が大変大きな問題となっている。そこで、この負担を軽減し、学校の指導や運営体制を強化するため、事務職員に対しても事務に従事するだけでなく、より積極的に学校運営に参画できるようにするための環境を整えるために、関係法令の改正がなされたものである。今回の佐倉市立小学校及び中学校管理規則の改正については、こうした背景に伴う関係法令の改正に伴い、佐倉市の管理規則においても事務職員の職

務の位置づけをより明確にし、効果的、効率的な事務処理体制の確立と事務機能の強化を図り、その専門性を生かして校長を経営面からサポートし、教育支援を行うことができるようにするために今回改正を行おうとするものである。

次に、3ページ、新旧対照表は、半分から右側が改正前、左が改正後となる。初めに、改正後の欄、第4条の表の事務長から主事までの職務の欄についてである。事務長、主査の職務について、「上司の命を受け、事務を掌理する」とする。ここまでは改正前のものと変わりはない。今回の改正については、表の副主査、主事の職及び職務に関して下線部分の「上司の命を受け、事務をつかさどる」とし、職の部分と職務を改正している。これは、先ほど説明した別紙の追加資料の学校教育法の一部改正にあった事務職員について定めてある第37条14項の文言、「事務職員は、事務に従事する」から「事務職員は、事務をつかさどる」に合わせた表現になっている。また、改正後の表中の一番下にある第8条の7については、「事務主任は、校長の監督を受け、事務に関する事項について、連絡調整及び指導助言に当たる」と改正する。この文言についても、学校教育法施行規則第46条第4項の先ほどの追加資料と合わせた表現の改正となっている。ただいま説明させていただいたように、今回の改正はいずれも関連法である学校教育法や学校教育法施行規則の一部の改正を受けて、佐倉市立小学校及び中学校管理規則を改正しようとするものである。

なお、改正の時期が今となった理由については、平成29年4月1日からこれまでの間、学校事務職員で組織する学校事務の共同実施によって関係法規や要綱の内容、あるいは運用の仕方について、事務職員一人一人に検討をいただいていた、その時間がかかったためである。また、今回の対応としては、行政管理課からの説明を受けて、公表すべき内容とは異なるものとして、お手元の資料、戻って1ページの6にある意見公募手続やその次のページにある実施しない理由の公表は今回は行わず、2ページの7にあるとおり来年1月の教育委員会議で議題として提出をさせていただき、協議を経て改正する手続を進めさせていただこうと考えている。

《協議事項についての質疑概要省略》

#### 4 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

平成31年1月定例会 1月16日（水）午後2時00分より  
1号館3階会議室